第二十八條　役員の報酬又は手當は株主總會に於て之を定む

第五章　計　算

第二十九條　當會社の事業年度は毎年四月より翌年三月に至る一ヶ年とす毎年事業年度の終りに於て損益計算をなす

第三十條　損益計算は總〃利益金より總損金を控除したるものを以て總益金とし之を左の通り處分す

一、法定積立金　百分ノ五以上
一、役員賞與金　百分ノ三以上
一、使用人退職手當基金　百分ノ二以上
一、株上配當金　若干

但株主總會の決議に依り別途積立金をなすことを得

附　則

第三十一條　當會社〃の負擔に屬すへき創立費用は金二千圓以内

財團法人 協調會福岡出張所

財團法人 協調會福岡出張所